

消費生活センターだより

第114号
令和6年4月

新聞の定期購読に注意！10年以上の長期契約も！？

新聞の定期購読で強引な勧誘を受けた、長期契約が解除できないといった相談が寄せられています。



【事例】

・5年前、A新聞を定期購読していたが、契約期間が切れる頃に、B新聞から勧誘を受けた。10年間の契約を結べば、景品として新型のテレビをもらえるし、解約はいつでも可能だと言われて契約した。最近病気が悪化し、介護施設に入ることになり、契約を解除しようとしたら「テレビの代金5万円を払うか、同じものを買って返してほしい」と言われた。契約した時にはそんなことを聞いていないし、やむを得ない事情での解約なのに納得できない。

～アドバイス～

- ・トラブルに遭わないためには、訪問があっても不用意に対応しないこと、不要であればきっぱり断ること、景品につられて契約をしないことが大切です。また、長期契約や数年先から購読を開始する契約は慎重に検討しましょう。
- ・いったん契約をすると原則、一方的な解約はできません。販売業者と話し合い、お互いに納得できる解決方法を探しましょう。なお、クーリング・オフ期間内である場合には契約を解除できるので、訪問販売で契約をした場合は、契約書面を受け取ってから8日以内に書面、メール、FAXなどで販売業者に契約の解除を通知しましょう。
- ・新聞業界は「新聞購読契約に関するガイドライン」を定めており、購読者の病気や死亡などのやむを得ない事情がある場合、強引な勧誘や虚偽の説明で契約させた場合などに、契約の解除に応じなくてはならないことや、高額な景品（購読料半年分の8%・約2千円以上）を提供して勧誘した場合は、解約されても景品の返還を請求してはいけないルールになっています。
- ・不安を感じたり、業者とトラブルになったときは消費者ホットライン（188）や消費生活センターに相談してください。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の2132番地

月曜日～金曜日（平日） 午前9時～正午・午後1時～午後4時

直通電話 0479-62-8019